

埼玉県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は医療機関が臨床調査個人票を指定難病患者データベースにオンライン登録するにあたり、データベースに接続するための環境整備費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「医療機関」とは、埼玉県内（さいたま市を除く）において、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第15条第1項第1号に規定する難病指定医及び同項第2号に規定する協力難病指定医が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所をいう。
- (2) 「臨床調査個人票」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定される診断書をいう。
- (3) 「指定難病患者データベース」とは、難病指定医が指定難病患者の臨床調査個人票に記載する臨床情報等を登録し、収集した情報による難病の研究に有効活用するため、厚生労働省が整備を進めているデータベースをいう。
- (4) 「オンライン登録」とはインターネットを經由して、臨床調査個人票に記載する臨床情報等を指定難病データベースに、指定医が登録することをいう。

(補助対象経費、補助率及び補助限度)

第3条 この補助金は、オンライン登録のため次の各号に掲げる環境整備を医療機関が行うために必要となる費用を補助の対象とする。

- (1) ブラウザでの直接入力（インターネット接続）用のパーソナルコンピュータ等の購入費
 - (2) 業務システム（院内システム）の改修費（システムの維持管理に係る経費を除く。）
- 2 前項の経費に対する補助率は、当該所要経費の2分の1以内とし、上限5万円とする。ただし、当該補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 1医療機関につき1回限りの交付とし、複数回の交付はできないものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、第2条（1）に定める医療機関とする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 医療機関が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は医療機関の役員等（役員、その他経営に実質的に関与していると認められる者をいう。以下同

じ。)が、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 医療機関の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 医療機関の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 医療機関の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 事業概要及び資金計画書(別紙様式1)

3 規則第4条第1項の申請書の提出時期は、毎会計年度定め、埼玉県ホームページに掲載することなどにより、補助金の交付の申請をしようとする者に対して周知するものとする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業の変更等)

第7条 規則第7条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者が、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い知事の承認を得ようとする場合は、様式第3号の変更(中止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第6条に定める補助金の額に変更が生じないもの
- (2) 変更内容が交付目的に反せず、かつ大幅な変更でないもの

(変更等の決定)

第8条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第4号により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第9条 補助事業者等は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式及び提出時期)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。(1) 補助事

業の実施に係る領収書及び納品書の写し

- (2) 購入物の写真、システム改修によりオンライン登録のシステム導入が完了したことを確認できる写真（オンライン登録の項目画面等）
- (3) システム改修を完了したことが分かる証拠書類の写し（業務システムを改修した場合に限る。）

3 前項の実績報告書の提出期限は補助事業の実施年度の3月31日以前で県が別途定める日とする。

（交付確定通知書の様式）

第11条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の通知書に基づく補助金の交付額の確定は、前条の規定により提出された報告書の記載内容が適正であることを確認することをもって行う。

（補助金交付の方法）

第12条 知事は、規則第14条の規定により交付の確定をした額を、精算払いの方法により交付するものとする。

（書類の整備等）

第13条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（財産処分の制限）

第14条 規則第19条第2号に規定するその他知事の定めるもの（処分制限財産）は、補助事業により取得した価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上のパーソナルコンピュータ等とする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間（財産処分制限期間）は、事業完了後、4年とする。

（補助金の交付決定の取消）

第15条 知事は、事業者が規則及びこの要綱の規定又は補助金交付の条件に反する行為があつたときは、補助金の交付を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第16条 知事は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、事業者にその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から適用する。